

令和5年12月5日

事業主各位

資格取得時の住民票住所情報把握必須化について

平素より、当健康保険組合の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
現在、当健康保険組合では、加入者の住所情報は住民票住所ではなく主に居所住所を届け出ていただいております。

今回、省令改正（令和5年12月8日施行予定）により、資格取得時の住民票上の住所情報の把握が必須化されることになりました。

この住民票情報把握必須化は、新規加入者からマイナンバーを取得する際にそのマイナンバーが合っているかを念の為確認する場合もあることからの改正です。
マイナンバーは、「被保険者資格取得届」や「被扶養者異動届」のご提出の際に記載することが必須となっておりますので、引き続き、正確なマイナンバーの提出にご協力をお願いします。

現在加入中の方については、すでにマイナンバーを提出していただいておりますので、正しく健康保険の情報と紐づいていることが確認できておりますので、改めて住民票住所を提出してもらう必要はございません。

なお、当組合では、加入者様への郵便物等の送付や保険事業で活用することもあるため、居所住所が必要となります。よって、今後は住民票住所と居所住所の両方を届け出ていただきますよう、お願いいたします。

また、被扶養者の方が下宿や別居等により住所を変更された場合につきましても、住所変更届を提出いただきますよう、お願い申し上げます。

電子にて取得届を申請される際は、住民票住所をご入力ください。住民票と居所住所が異なる場合のみ、居所住所登録届を届け出に添付ください。

つきましては、下記のとおり届出用紙の変更・追加をいたしましたので、今後提出される場合は新様式での提出をお願いします。

記

様式が変更・追加となる届出は以下のとおりです。

<変更>

- ① 被保険者資格取得届
- ② 被扶養者（異動）届
- ③ 住所変更届

<追加>

- ・居所住所登録届（電子申請専用）

以上